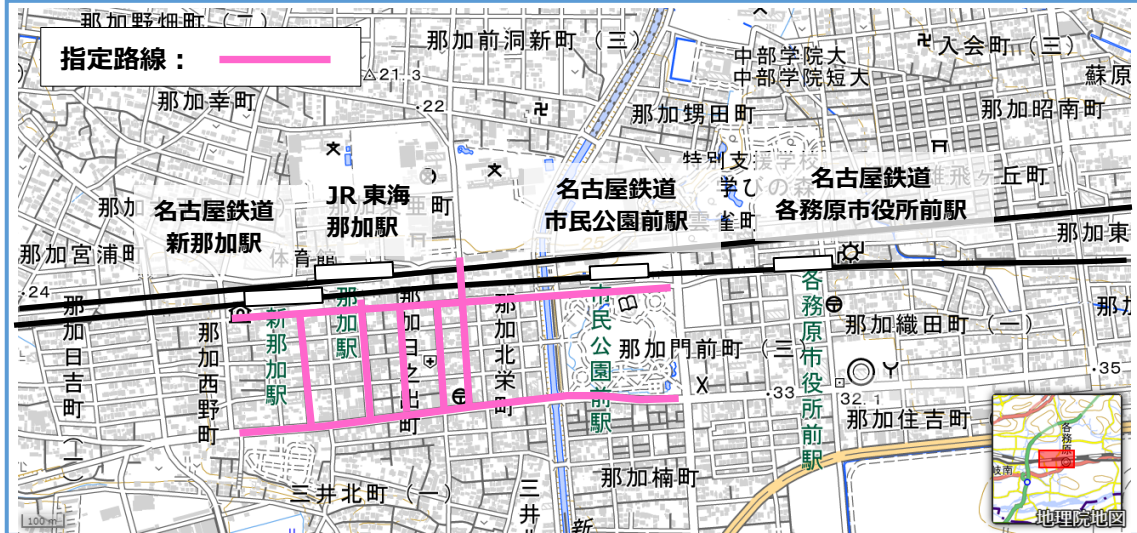


各務原市民公園周辺地区店舗開業支援補助金のご案内

にぎわいと交流を創出し、地域活性化及び地域の価値向上に寄与することを目的として、指定路線に接続した敷地内の既存建築物を活用して店舗を開業する方を支援します。



【補助事業の概要および補助額と対象経費】

補助事業	概要および補助額と対象経費
店舗整備事業	<p>指定路線に接続した敷地内にある既存の建築物等を活用して新たに店舗を開業するために、建築物等の工事や修繕を行う事業。</p> <p>補助率：2分の1 補助限度額：200万円</p> <p>補助対象経費：工事費、修繕費、設計費</p>
店舗賃借事業	<p>指定路線に接続した敷地内にある既存の建築物等を活用して新たに店舗を開業するために、建築物等所有者から建築物等を賃借する事業。</p> <p>補助率：3分の1 補助限度額：1月当たり5万円 期間：12月</p> <p>補助対象経費：家賃、共益費等、及び店舗利用者のための駐車場敷地の賃借料（保証金、礼金、敷金等の預託金、仲介手数料その他実費は除く）</p>

※ 補助対象経費に消費税及び地方消費税は含まれません。

※ 住居兼店舗とする場合、対象経費となるのは、店舗に係る部分のみとなります。

※ 交付を受けるためには、店舗や申請者に係る要件を満たす必要があります。

【申請受付期間】 令和6年4月1日（月）～令和6年12月27日（金）

※ ただし、予算の上限に達し次第、申請の受付を終了します。

申請前に、都市建設部都市活力創造課にて事前協議を行い、協議を完了させる必要があります。事前協議には、事業計画書及び収支計画書をご用意ください。

補助事業の要件

1. 店舗整備事業の要件

指定路線に接続した敷地内において、令和6年4月1日前より存する建築物またはこれに附属する工作物等にて、次に掲げる要件をすべて満たす店舗を開業するために、改装、修繕等の工事を行う事業。ただし、工事の着工が令和6年4月1日以後であること。

- ① 商品またはサービスの提供を行う店舗であって事務所でないこと。
- ② 地域の多様な人の交流及びにぎわい創出に貢献すると認められること。
- ③ 具体的な事業計画が作成されていること。
- ④ 1年以上の経営継続が見込まれること。
- ⑤ 業種が下表に掲げる業種でないこと。

1	金融・保険業
2	医療、福祉
3	教育、学習支援業のうち学習塾
4	卸売業、小売業のうち自動販売機による小売業
5	次に掲げるサービス業等 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関係特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する営業 (2) 易断所、観相業、相場案内所 (3) 競輪・競馬の競走場、競技団 (4) 芸妓業、芸妓幹旋業 (5) 場外馬券売場、場外車券売場、競輪競馬等予想業 (6) 興信所（専ら個人の身元、身上、素行及び思想調査を行うものに限る） (7) 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものは除く） (8) 宗教 (9) 政治・経済・文化団体

※ 日本標準産業分類に準拠するものとする。

2. 店舗賃借事業の要件

指定路線に接続した敷地内において、令和6年4月1日前より存する建築物やこれに附属する工作物等または店舗利用者のための駐車場敷地を、「1. 店舗整備事業の要件」の①～⑤を満たす店舗を開業するために賃借する事業。ただし、令和6年4月1日以後に店舗を開業する場合に限る。

申請者の要件

次に掲げる要件をすべて満たすこと

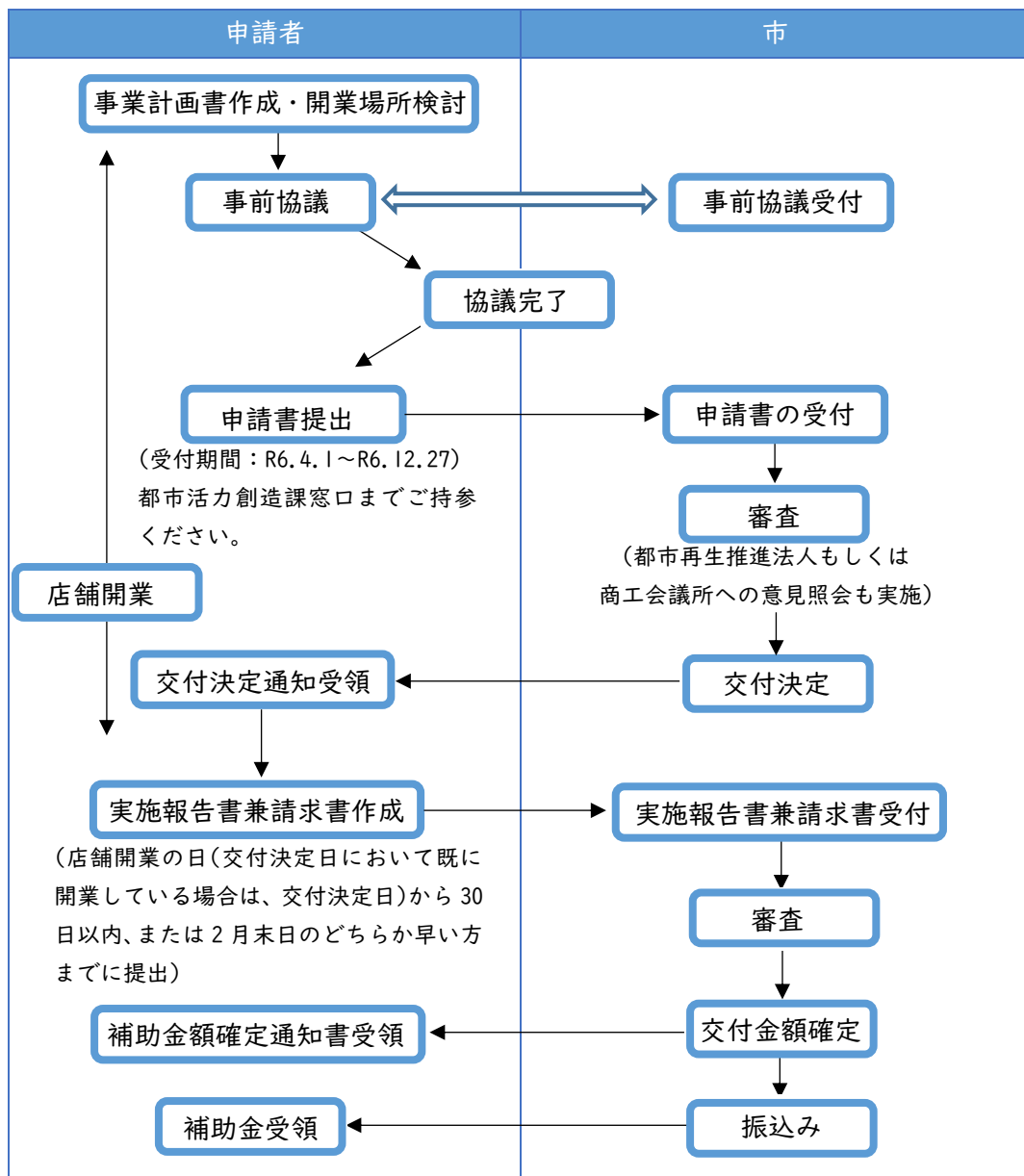
- ① 指定路線に接続した敷地内において、令和6年4月1日前より存する建築物またはこれに附属する工作物等を活用して、新たに店舗の開業を予定している者。もしくは申請に係る協議を開始した日において、開業から12月を経過していない者。
- ② 市区町村税の滞納がないこと。
- ③ 許認可、資格等を要する業種にあっては、当該許認可・資格等を取得し、または取得することが確実と見込まれること。
- ④ 国または県その他の地方公共団体から、この補助金と同様の趣旨の補助、助成を受け、または受ける予定がないこと。
- ⑤ 暴力団または暴力団員でないこと、及び暴力団または暴力団員との関わりがないこと。

※ 店舗賃借事業申請者については、以下要件も追加されます

- ⑥ 個人にあっては事業主、法人にあってはその法人の代表者、及び共同経営者が、賃借する補助事業に係る店舗および店舗利用者のための駐車場敷地の所有者（法人の場合にあってはその代表者を含む。）と生計を一にする者または2親等以内の親族ではないこと。

注意事項

- 申請の前に事前協議を行い、協議を完了させる必要があります。協議時には、事業計画書と収支計画書の提出をお願いします。
- 申請受付期間中でも、予算の上限に達し次第受付を終了します。そのため、相談・協議中であっても、申請の受付が終了する可能性があります。
- 協議及び申請いただいた内容通りに、補助金額が確定することをお約束することはできません。
- 協議や交付決定後に事業内容を変更する場合は、事前に相談してください。
- 店舗賃借事業の補助期間は12月ですが、補助金の交付は年度ごとになりますので、各年度において手続きを行う必要があります。
- 交付決定の日から1年未満で営業を終了した場合、交付した補助金の返還が求められます。
- 都市再生推進法人、各務原商工会議所への相談もおすすめします。
 - ・都市再生推進法人（株式会社 OUR FAVORITE CAPITAL）
各務原市那加栄町15 058-214-2444
 - ・各務原商工会議所
各務原市那加桜町2丁目186番地（産業文化センター3階） 058-382-7101



問い合わせ先

各務原市 都市建設部 都市活力創造課

各務原市那加桜町1丁目69番地（各務原市役所本庁舎5階） 058-383-7254

説明や協議にお越しの際は、事前にご連絡をお願いします。

市ウェブサイト 各務原市民公園周辺地区店舗開業支援補助金ページ

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/shokogyo/1020309.html>

もしくは右記QRコード

